

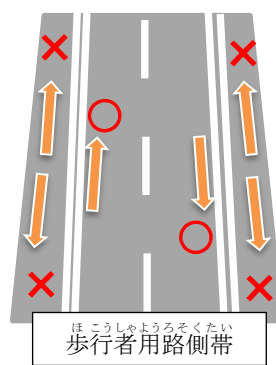
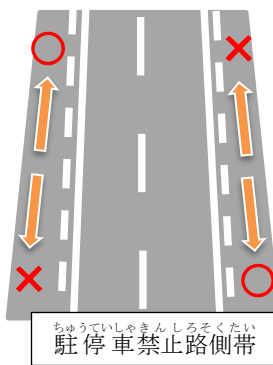
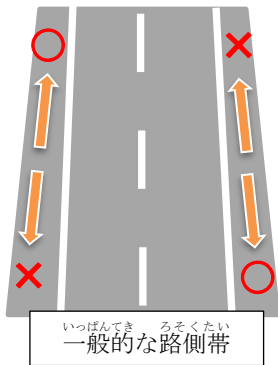
みなさん、正しい自転車の乗り方を知っていますか。
 自転車は練習をすれば、運転免許が無くても乗れるとても便利な乗り物です。
 しかし、ルールを守らないと歩行者や自動車のドライバーに迷惑をかけたり、
 スピードを出しすぎて大きな事故につながったりします。
 自転車に乗車する際には様々なルールがあります。
 通行場所のルールを確認してみましょう。



歩道と車道の区別がない道路を自転車で通行する場合

○歩道と車道の区別がない道路では、自転車は道路の左側通行をしなければなりません。

○自転車は、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路左側部分に設けられた路側帯を通行することができます。(歩行者用路側帯は、自転車通行不可)



※ただし、路側帯を通行する場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければなりません。

歩道の通行方法

- 自転車は、次の場合に限って歩道を通行することができます。
- ①自転車および歩行者専用の標識等により、通行できるとされているとき
 - ②児童（6歳以上13歳未満）、幼児、70歳以上の者または車道通行に支障をきたす身体が不自由な方
 - ③道路工事等、自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないとき

※自転車通行可能な歩道であっても、すぐに止まれるような速度（徐行）で通行し、歩行者が立ち止まったり、避けたりしなければならなくなるようなときは一時停止しなければなりません。

じてんしゃ
自転車は
 くるま
車と同じ
 おな
左側
 ひだりがわ



歩道通行可の標識



知ってる？自転車レーン



「自転車レーン」とは

○車道において自転車が通行する位置を示した路面標示です。

どうしてあるの？

自動車と自転車、自転車と歩行者を分離することで、それぞれの安全を確保する目的で設置されています。

どうやって通行するの？

矢羽根マークや帯状の表示に沿って、車道の左側を走行します。
矢印の向きに進行してください。逆走はできません。



自転車安全利用五則

- ① 自転車は、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



保護者のみなさまへ

三重県では令和3年10月1日より自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されています。詳しくは三重県ホームページでご確認ください。また、三重県警察から、お子さまを交通事故から守るため、交通安全について学べる動画が配信されています。お子さまと一緒にご覧ください。

YouTube 三重県警察公式チャンネル

- ① 「絶対にマネしてはいけない自転車の乗り方」
- ② 「自転車の交通安全教室」
- ③ 「横断歩道の正しい渡り方」

